

と存じですか！

配分金等の確定申告について

会員の皆さんに支払われるシルバー人材センターの報酬（配分金等）は、所得税法上では、雑所得（派遣賃金は除く）として取り扱われ、次に該当するような場合には確定申告の必要がありますので、ご注意ください。

〈配分金等の収入だけの場合〉

年間配分金等の合計額が103万円を超える場合

〈配分金等の収入の他に年金収入がある場合〉

$(\text{年間配分金額} - \text{必要経費等の控除額} 65\text{万円}) + (\text{公的年金額} - \text{公的年金等の控除額}) > (\text{基礎控除額} 38\text{万円} + \text{扶養控除額} + \text{その他の控除額} (\text{雑損} \cdot \text{医療費} \cdot \text{社会保険料} \cdot \text{生命保険料} \cdot \text{地震保険料} \cdot \text{寄付金控除等}))$

《配分金等の収入と年金収入以外に収入がある場合など、詳細については所轄税務署にご相談ください。》

※注意 就業の際に必要な交通費等は、必要経費の控除に含まれるものとして取り扱われます。

※詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。